

「名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業」
快適なまちづくりに関する活動実施要領

1 目的

この実施要領は、名東区安心・安全で快適なまちづくりパートナーシップ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、要綱別表1に掲げる快適なまちづくりに関する活動の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

(1) ウェルカムなごや・クリーンアップ運動の日（毎月25日）

事業所付近における道路清掃活動

(2) 全市一斉クリーンキャンペーン（6月第1土曜日を中心に実施）

下記のうちいずれかの活動

① 地下鉄藤が丘駅におけるキャンペーン活動

② 事業所付近における道路清掃活動

③ 事業所付近の自治会が実施する町内一斉清掃活動

3 報告

事業者は、活動の内容等について適宜名東区区政部地域力推進課（以下「地域力推進課」という。）に報告するものとする。

4 活動資材の貸与

地域力推進課は、事業者が活動する際に必要となる資材（たすき、帽子）について、予算の範囲内において購入し、貸与する。

5 費用の負担

活動に要した費用は、事業者の負担とする。

6 その他

活動は、事業者の業務に支障をきたさない範囲で実施することとし、地域力推進課と事前に調整することとする。

附則

この要領は、平成26年9月9日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。